

# 建築物等の解体・補修時には 石綿含有建材の調査が必要です

令和4年(2022年)4月1日から、熊本市内における建築物等の解体等を行う場合は、事前に実施する**石綿含有建材の調査結果を熊本市に報告する**必要があります。

(大気汚染防止法第18条の15第6項)

※ 令和4年(2022年)4月1日以前においても解体、改造、又は補修する建築物、工作物に、石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査(事前調査)を実施する必要があります。

## 報告の方法

■ **gBizIDへの登録** <https://gbiz-id.go.jp> へアクセス



gBizID

※ gBizIDとは複数の行政サービスの電子申請において、1つのアカウントで利用できる認証システムです。



■ **石綿事前調査結果報告システム**で報告

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp> へアクセス

石綿事前調査結果報告システム



### ログイン時にgBizIDを使用

(システムは令和4年(2022年)4月1日までに公開予定です。公開されるまでの間は事前調査結果報告制度の説明ページに自動転送されます)

※ 事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。

# 事前調査結果の報告が必要な工事

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの
- ③ 工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの



上記以外の工事であっても、建築物等の解体・改修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要です。

令和5年(2023年)10月1日から、建築物の事前調査は必要な知識を有する以下の資格者等<sup>※1</sup>に依頼する必要があります。<sup>※2</sup>

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)<sup>※3</sup>

※1 義務付け適用前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され調査時点においても同協会に引き続き登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

※2 令和5年(2023年)10月1日までの間も、これらの資格者に調査を依頼することが望めます。

※3 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。



詳細については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」をご参照ください。

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)



熊本市環境局環境推進部環境政策課

熊本市中央区手取本町1番1号7階

TEL096-328-2427

詳細は、熊本市もしくは環境省ホームページをご覧ください



【熊本市ホームページ】

熊本市 大防法改正



【環境省ホームページ】

環境省 大防法改正